クーリング・オフのお知らせ

問い合わせ
株式会社サンライフコーポレーション
茨城県笠間市五平61-10
TEL:0296-73-6681　Fax:0296-73-6682
mail:info2@sunlife-corporation.jp

１．　お客様が、訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から８日を経過するまでは、書面（下図参照）又は電磁的記録（電子メール・ＦＡＸ等）により無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます）ができ、その効力は書面又は電磁的記録による通知を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。

２．　この場合、①お客様は、損害賠償及び違約金を支払う必要はありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。③お客様は、すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客様は、商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。又、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価を支払う必要はありません。⑤お客様は、役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

３．　上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、改めてクーリング・オフができる旨の書面が交付された日から８日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフをすることができます。

※はがきの場合は下図のように必要事項を記入の上、当社あてに郵送してください。
（簡易書留扱いが確実です。）

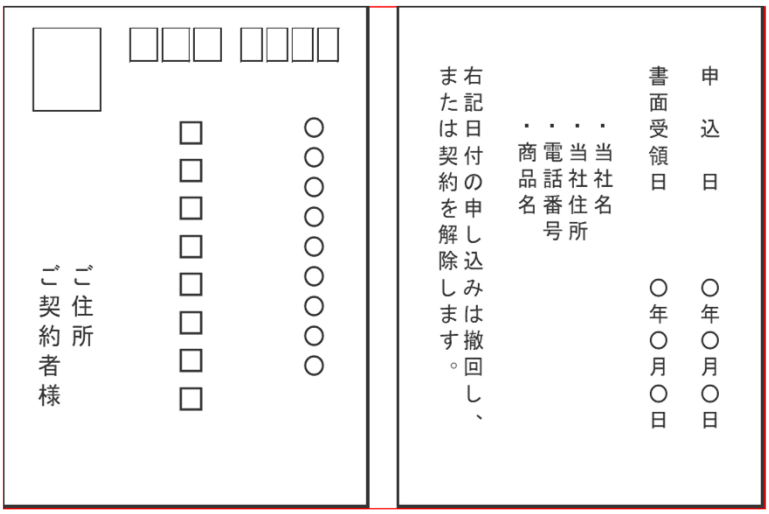

送付先：　〒３０９－１７０２　茨城県笠間市五平６１番地１０
株式会社サンライフコーポレーション　宛

※電磁的記録によるクーリング・オフについては当社のホームページをご確認ください。

株式会社サンライフコーポレーション（sunlife-corporation.jp）